

平成18年8月31日(木曜日)第3回定例会

○出席議員(19名)

1番	新	宮	征	一	議員	3番	鴨	田	俊	廣	議員
4番	椋	津	博	士	議員	5番	木	村	寿	太	議員
6番	松	田		孝	議員	7番	猪	倉	謙	太	議員
8番	石	川	忠	義	議員	9番	鈴	倉	賢	也	議員
10番	荒	木	春	吉	議員	11番	柏	倉	信	一	議員
12番	高	橋	勝	文	議員	13番	高	橋	秀	治	議員
14番	佐	藤	良	一	議員	15番	佐	藤	暘	子	議員
16番	川	越	孝	男	議員	17番	内	藤		明	議員
18番	那	須		稔	議員	20番	遠	藤	聖	作	議員
21番	伊	藤	忠	男	議員						

○欠席議員(2名)

2番	佐	藤	毅	議員	19番	佐	竹	敬	一	議員
----	---	---	---	----	-----	---	---	---	---	----

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市	長	荒木恒助	役
安孫子勝一	収入	役	大谷昭男	教育委員長
奥山幸助	選挙管理委員会	委員長	佐藤勝義	農業委員会会長
那須義行	総務課	課長	片桐久志	総合政策課長
秋場元	(併)選挙管理委員会事務局	局長	菅野英行	総合政策課行財政改革推進室長
尾形清一	総合政策課	課長	三瓶正博	税務課長
有川洋一	財務室	室長	浦山邦憲	建設課長
柏倉隆夫	総合政策課企業立地推進室	室長	犬飼一好	花・緑・せせらぎ推進課長
佐藤昭	建設課	課長	安孫子政一	農林課長
兼子善男	都市整備室	室長	斎藤健一	健康福祉課長
鈴木英雄	下水道課	課長	荒川貴久	水道事業所長
兼子良一	商工観光課	課長	芳賀友幸	教育長
熊谷英昭	会計課	課長	菊地宏哉	学校教育課指導推進室長
工藤恒雄	病院事務	事務長	安孫子雅美	監査委員
宇野健雄	学校教育課	課長	清野健	農業委員会事務局長
	生涯学習	学習室長		
	又	一ツ		
	振興課	課長		
	監査委員	委員長		
	事務局長	局長		

○事務局職員出席者

鹿間康	事務局	局長	安食俊博	局長	補佐
渡辺秀行	総務	主任	大沼秀彦	総務	係長

議事日程第1号

第3回定例会

平成18年8月31日(木)

午前9時30分開議

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- ” 2 会期決定
- ” 3 諸般の報告
(1) 定例監査結果等報告について
- ” 4 議第47号 寒河江市教育委員会委員の任命について
- ” 5 議案説明
- ” 6 委員会付託
- ” 7 質疑、討論、採決
- ” 8 議第48号 表彰について
- ” 9 議案説明
- ” 10 委員会付託
- ” 11 質疑、討論、採決
- ” 12 認第 1号 平成17年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について
- ” 13 認第 2号 平成17年度寒河江市水道事業会計決算の認定について
- ” 14 議第49号 平成18年度寒河江市一般会計補正予算(第2号)
- ” 15 議第50号 平成18年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- ” 16 議第51号 平成18年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- ” 17 議第52号 平成18年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- ” 18 議第53号 平成18年度寒河江市立病院事業会計補正予算(第1号)
- ” 19 議第54号 寒河江市公民館に関する条例の一部改正について
- ” 20 議第55号 寒河江市立保育所設置条例の一部改正について
- ” 21 議第56号 寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正について
- ” 22 議第57号 寒河江市国民健康保険条例の一部改正について
- ” 23 議第58号 寒河江市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について
- ” 24 議第59号 損害賠償額を定め和解することについて
- ” 25 議第60号 市道路線の認定について
- ” 26 議案説明
- ” 27 監査委員報告
- ” 28 質疑
- ” 29 予算特別委員会設置
- ” 30 決算特別委員会設置
- ” 31 委員会付託
- 散 会

平成18年9月第3回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前9時30分

○新宮征一議長 おはようございます。

ただいまから平成18年第3回寒河江市議会定例会を開会いたします。

会議を始める前に、議員並びに当局の皆様へ申し上げます。過般の議会運営委員会におきまして、エコスタイル推進期間中にあわせ、会議における服装について決定しております。本日の会議は、上着の着脱は自由といたします。

本日の欠席通告議員は佐藤毅議員、佐竹敬一議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

会議録署名議員指名

○新宮征一議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により議長において、4番 煤津博士議員、18番 那須稔議員を指名いたします。

会 期 決 定

○新宮征一議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期など議事日程につきましては、議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果について委員長の報告を求めます。高橋議会運営委員長。

〔高橋秀治議会運営委員長 登壇〕

○高橋秀治議会運営委員長 おはようございます。

議会運営委員会における協議の結果について御報告申し上げます。

本日招集になりました、平成18年第3回寒河江市議会定例会の運営につきましては、去る8月28日午前9時30分から議会第2会議室において議会運営委員会を開催し、協議をいたしました。

会期につきましては、提案されます議案数並びに一般質問の通告数などを勘案し、本日から9月13日までの14日間とし、その間の会議等についてはお手元に配付してあります日程表のとおりと決定いたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださるようお願い申しあげ、報告といたします。

○新宮征一議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月13日までの14日間と決定いたしました。

第3回定例会日程

平成18年8月31日（木）開会

月 日	時 間	会 議		場 所
8月31日(木)	午前9時30分	本 会 議	開会、会議録署名議員指名、会期決定、諸般の報告、教育委員会委員任命議案上程、同説明、委員会付託、質疑・討論・採決、表彰議案上程、同説明、委員会付託、質疑・討論・採決、議案上程、同説明、監査委員報告、質疑、予算特別委員会設置、決算特別委員会設置、委員会付託	議 場
	本会議終了後	予算特別委員会	付 託 案 件 審 査	議 場
	予算特別委員会終了後	決算特別委員会	付 託 案 件 審 査	議 場
9月 1日(金)		休	会	
9月 2日(土)		休	会	
9月 3日(日)		休	会	
9月 4日(月)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
9月 5日(火)		休	会	
9月 6日(水)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
9月 7日(木)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場

9月 8日(金)	午前9時30分	総務分科会	付託案件審査	第2会議室
		文教厚生委員会 分科会	付託案件審査	第4会議室
		建設経済委員会 分科会	付託案件審査	議会図書室
9月 9日(土)	休 会			
9月10日(日)	休 会			
9月11日(月)	午前9時30分	総務分科会	付託案件審査	第2会議室
		文教厚生委員会 分科会	付託案件審査	第4会議室
		建設経済委員会 分科会	付託案件審査	議会図書室
9月12日(火)	休 会			
9月13日(水)	午前9時30分	予算特別委員会	付託案件審査	議 場
	予算特別委員会終了後	決算特別委員会	付託案件審査	議 場
	決算特別委員会終了後	本 会 議	議案上程、委員長報告、質疑・ 討論・採決、閉会	議 場

諸 般 の 報 告

○新宮征一議長 日程第3、諸般の報告であります。

(1) 定例監査結果等報告について

このことにつきましては、お手元に配付しておりますプリントによって御了承を願います。

議 案 上 程

○新宮征一議長 日程第4、議第47号寒河江市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

議 案 説 明

○新宮征一議長 日程第5、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 議第47号寒河江市教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

教育委員会委員のうち、大沼保義委員が本年9月30日をもって任期満了となりますので、引き続き任命しようとするものであります。

よろしく御審議の上、御同意くださるようお願い申し上げます。

委 員 会 付 託

○新宮征一議長 日程第6、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第47号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第47号は委員会付託を省略することに決しました。

質疑・討論・採決

○新宮征一議長 日程第7、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第47号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第47号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第47号は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第47号はこれに同意することに決しました。

議 案 上 程

○新宮征一議長 日程第8、議第48号表彰についてを議題といたします。

議 案 説 明

○新宮征一議長 日程第9、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 議第48号表彰について御説明申し上げます。

本市の発展に寄与され、市政に功労のあった方を表彰するため、議会の同意を得ようとするものであります。

高橋武正氏は、平成3年から15年の長きにわたり、寒河江市商工会副会長を務められるなど、本市の産業経済の振興、発展に大きく貢献されました。氏の功績、経歴等の詳細については、別紙資料のとおりであります。

また、この件につきましては、去る8月22日に開催した市表彰審査委員会において、全会一致をもって表彰することが適当である旨報告を得ましたので、御提案申し上げます。

以上、よろしく御審議の上、御同意くださるようお願い申し上げます。

委 員 会 付 託

○新宮征一議長 日程第10、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第48号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第48号は委員会付託を省略することに決しました。

質疑・討論・採決

○新宮征一議長 日程第11、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第48号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第48号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第48号は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第48号はこれに同意することに決しました。

議 案 上 程

○新宮征一議長 日程第12、認第1号から日程第25、議第60号までの14案件を一括議題といたします。

議案説明

○新宮征一議長 日程第26、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 認第1号平成17年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

初めに、収益的収入及び支出について申し上げます。収入は25億3,374万4,479円、支出は26億7,054万4,532円であります。この結果、収益的収入及び支出については、1億3,680万53円の純損失となりました。

次に、資本的収入及び支出について申し上げます。収入は2,700万円、支出は1億5,979万5,648円あります。この結果、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は1億3,279万5,648円となりますが、これについては過年度分損益勘定留保資金等で補てんしました。欠損金については、剰余金計算書及び欠損金処理計算書に記載のとおり、当年度までの未処理欠損金3億1,103万6,549円を翌年度に繰り越ししようとするものであります。

その他の詳細については、別紙資料のとおりであります。

次に、認第2号平成17年度寒河江市水道事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

初めに、収益的収入及び支出について申し上げます。収入は12億4,317万2,950円、支出は10億7,375万35円あります。この結果、収益的収入及び支出については、1億3,146万9,154円の純利益となりました。

次に、資本的収入及び支出について申し上げます。収入は2億6,931万124円、支出は9億4,055万9,509円あります。この結果、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は6億7,124万9,385円となりますが、これについては過年度分損益勘定留保資金等で補てんしました。剰余金については、剰余金計算書及び剰余金処分計算書に記載のとおり、減債積立金に1,000万円、建設改良積立金に1億2,000万円を積み立てし、4,914万7,618円を翌年度に繰り越ししようとするものであります。

その他の詳細については、別冊資料のとおりであります。

以上、2件の決算についてよろしく御審議の上、御認定くださるようお願い申し上げます。

次に、議第49号平成18年度寒河江市一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、寒河江地区クリーンセンター分担金等など、3億1,126万円を追加するものであります。その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ139億8,345万8千円とするものであります。

以下、その大要について御説明申し上げます。

歳出予算については、第2款総務費は市民浴場用配湯ポンプ設置工事請負費273万円を追加するのが主なものであります。

第3款民生費は食の自立支援事業費257万円を追加するのが主なものであります。

第4款衛生費は普通交付税に寒河江地区クリーンセンター分として措置された3億3,552万3千円を分担金に追加するのが主なものであります。

第6款農林水産業費は法定外公共物の維持補修工事費480万円を計上するのが主なものであります。

第8款土木費は公共下水道事業特別会計繰出金8,520万円を減額するほか、側溝整備及び道路改良事業費1,450万円を追加するのが主なものであります。

第10款教育費は小中学校の暖房設備補修工事費などとして324万5千円を追加するのが主なものであり

ます。

これら歳出予算に対する歳入については、財政調整基金繰入金8,520万円を減額し、地方交付税 3 億3,552 万 3 千円、国庫支出金2,347万 9 千円、繰越金3,330万 5 千円などを追加し、対応することとしました。

次に、議第50号平成18年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。

歳出予算については、下水道高資本費対策借換債の許可額の減により、公債費3,260万円を減額するものであります。

歳入予算については、繰入金8,520万円及び下水道高資本費対策借換債3,260万円を減額するほか、下水道事業債特別措置分8,520万円を計上するものであります。その結果、3,260万円の減額となり、予算総額は歳入歳出それぞれ24億5,710万 7 千円とするものであります。

第 2 表の地方債補正については、下水道事業債特別措置分を追加するほか、下水道高資本費対策借換債の限度額を変更するものであります。

次に、議第51号平成18年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。

歳出予算については、保険財政共同安定化事業拠出金 1 億7,250万円を追加するものであります。

この歳出予算に対する歳入については、保険財政共同安定化事業交付金 1 億7,250万円を追加し、対応することとしました。その結果、1 億7,250万円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ37億2,374万円とするものであります。

次に、議第52号平成18年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。

歳出予算については、介護給付費準備基金積立金1,642万 4 千円、介護給付費国庫負担金等返還金1,909 万 9 千円を追加し、介護予防事業費200万円を減額するものであります。

これらの歳出予算に対する歳入については、繰越金3,552万 3 千円を追加し、国庫補助金等を減額して対応することとしました。その結果、3,352万 3 千円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ24億2,191 万 6 千円とするものであります。

次に、議第53号平成18年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。

収益的支出については、医療事故の損害賠償の支払いに伴い、雑損失に448万 6 千円を追加するものであります。収益的収入については、その他医業外収益に459万円を追加するものであります。その結果、予算総額は収益的収入総額で28億1,499万 3 千円、収益的支出総額で28億1,488万 9 千円とするものであります。

次に、議第54号寒河江市公民館に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

西部地区公民館禁分館及び留場分館の新築移転等に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第55号寒河江市立保育所設置条例の一部改正について、議第56号寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正について、一括して御説明申し上げます。

2 案件とも指定管理者制度を導入するため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第57号寒河江市国民健康保険条例の一部改正について御説明申し上げます。

健康保険法等の一部改正により、出産育児一時金が引き上げられたことに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第58号寒河江市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

木の下土地区画整理事業地のほなみ団地において、地区の特性に応じた適正な土地利用と快適で利便性の高い住環境の形成を図るため策定した東部地区地区整備計画が都市計画決定されたことに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第59号損害賠償額を定め和解することについて御説明申し上げます。

寒河江市立病院で発生した医療事故について、損害賠償額を定め和解するため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めようとするものであります。

次に、議第60号市道路線の認定について御説明申し上げます。

円滑な道路交通の確保と住民生活の向上に寄与するため、木の下土地区画整理事業地と国道112号との連絡路線など、3路線を認定しようとするものであります。

以上、12案件について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御可決くださるようお願い申し上げます。以上です。

監査委員報告

○新宮征一議長 日程第27、監査委員報告であります。

なお、詳細につきましては、後刻開会されます決算特別委員会において報告を求めるとし、この際簡略にお願いします。安孫子監査委員。

○安孫子雅美監査委員 おはようございます。

監査委員を代表いたしまして、私から平成17年度寒河江市公営企業会計決算審査の結果につきまして御報告を申し上げます。

第1に、審査の対象となりました会計は、平成17年度寒河江市立病院事業会計決算及び平成17年度寒河江市水道事業会計決算の2会計の決算であります。

第2に、審査の期間は、平成18年7月4日から平成18年8月11日までであります。

第3に、審査の方法は、平成18年7月4日付をもって市長から審査に付された決算報告書及び財務諸表が、その事業の経営成績並びに財務状態を適正に表示しているか、計数に誤りがないかを重点的に、会計伝票、関係諸証拠書類の提出を求め、照合し、必要に応じて関係職員の説明を求める方法で審査をいたしました。なお、貯蔵品につきましては、平成18年3月31日に行った実地たな卸に立ち会い、現物を確認いたしております。

第4に、審査の結果であります。審査に付された決算報告書及び財務諸表は、地方公営企業関係法令及び各事業の会計規程等に準拠して作成され、経営成績及び財務状態を適正に表示しており、決算の計数も誤りがなく、適正であると認められました。

なお、各事業の決算諸表の表示するところにより、業務状況、予算の執行状況と経営成績及び財務状態を分析した結果につきましては、後ほど開催されます決算特別委員会におきまして御報告申し上げることを御了解をお願いいたしまして、報告を終わらせていただきます。

以上です。

質 疑

○新宮征一議長 日程第28、これより質疑に入ります。

認第1号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第2号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第49号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第50号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第51号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第52号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第53号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第54号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第55号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第56号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第57号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第58号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第59号に対する質疑はありませんか。佐藤良一議員。

○佐藤良一議員 このたび寒河江市立病院の事故の発生で損害賠償のあれを出されているわけでありまして、若干お聞きしたいことがあるわけでありまして。

今日までの間、裁判所に提訴になるから今日までいったのか、それともお互いに弁護士を立てて交渉をなされたのかであります、第1点。

これまで本人との交渉というか、行政側、市長、理事長自ら会ったのかどうか、その辺お願い申し上げます。

○新宮征一議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 私は直接この相手方とは接触はしておりませんが、顔は出しておりますが、その後事務段階におきまして、十分な御説明と、それから御了解を求めて今回の和解に至ったと思うのでござい

ます。

○新宮征一議長 ほかに質疑はありませんか。佐藤良一議員。

○佐藤良一議員 今までの、ですから裁判方で行われたのか、それともお互いに弁護士を出されたのかと聞いたのに御答弁がありませんので、その辺どのように経過なされたのかもお聞きしたいわけでありまして。先ほどその辺もお尋ねしたわけでありまして。

あともう一つ、それまで事務長さんが何回かかわっておりますし、院長さんもかわっているわけでありまして、その辺の経過というか、事務方の連絡事項というのは、市長はかわっておりませんが、その辺の感じ、どのように送られてきたのかも説明願えれば幸いだと思っております。

○新宮征一議長 病院事務長。

○兼子良一病院事務長 お答えいたします。

この件につきましては、裁判による和解ということではなくて、今回は双方が弁護士を代理人に依頼しまして、これまで価格等について御協議を願って今日に至ったということでございます。

それから、第2点目につきましては、これは平成10年に発生した医療事故ということでございますので、詳細については当時の事務担当者から次の事務担当者へ正確に引き継ぎまして、私に正確に引き継ぎさせていただいております。そういうことで処理をさせていただいております。

以上です。

○新宮征一議長 佐藤良一議員。

○佐藤良一議員 日本全国にはいろいろ医療裁判の例もありますけど、大抵のことは和解で、の実態が大抵であります。今日の医療技術は大した進歩でありますけど、いろいろの事故があって、記者会見やらよくあるわけでありまして。医師の勤務も夜勤を勤めて8時半からの通常の診察、午後からといろいろあるわけでありまして。医師の勤務状態もこれから十分把握しながら、医療の事故のないようにやってもらいたいなと私なりにつくづくお願い申し上げます。

このたび和解でありますので、ぜひ市長からも本人に、直接会うかどうかは別としても、メッセージや何か発する必要があるんじゃないかなと私なりに思うんです。市長、お考えありましたら一言お願い申し上げます。

○新宮征一議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 きょう提案申し上げまして、これが議決になりましたならば、こういう御質問もございましたし、また本人に対してこれまでの経過等について、お互い理解はしておるわけでございますけれども、改めてお話を申し上げまして、お互いの和解成立に至ったことを話し合いたいと思っております。つけ加えさせてもらえば、もう本人は元気になってお仕事についているということでございます。

○新宮征一議長 議第59号に対してほかに質疑はありませんか。内藤明議員。

○内藤 明議員 このことに関連をして若干お尋ねをしたいというふうに思いますが、私常々思っているんですが、こういうふうな損害賠償というふうなことになりますと、いつもこの相手側の方の住所とか氏名とか、あるいは和解条件の金額であるとか、きちっと示されるわけですが、これは今の考え方からすると、プライバシーに当たるのではないのかなと、こういうふうに思うんですが、そうした点について当局ではどういうふうに御見解をお持ちになっているのか、お伺いをしたいと思います。

○新宮征一議長 総務課長。

○那須義行総務課長 それでは、お答え申し上げます。

この場合は、寒河江市と本人との間のいわゆる損害賠償の和解になりますので、お互いに相手方の住所その他をきちんとしてするのが正しいやり方ということで、この場合にはプライバシー、その他については議会の同意を得て、寒河江市が本人に損害賠償するということが、当然のことながらきちんとして相手方を明示して議会の議決を得なければなりませんので、この場合にはプライバシーとかそういうことでなくて、はっきりとした形、和解になりますので、逆にきちんとして示さなければならないというふうを考えております。

○新宮征一議長 内藤 明議員。

○内藤 明議員 それはよくわかります。ところでですね、なぜこういうことを申しあげましたかといいますが、これは個人の情報に関するものですね、だれから見ても。

ところがですね、一方で予算審議なんかをする際に、用地の買収であるとか、あるいは移転補償費であるとか、そうした問題になりますとですね、それが途端にそうした情報が公開されないと言いますが、いやプライバシーに属するからそれはお答えできませんと、こういうふうになるわけですね。これは私はおかしいんじゃないのかなと、こういうふうに思うわけですが、従って、法律のですね、指しているところは、そうしたところも要するに公開をすべきだと、こういうことをきちんと言っているんじゃないのかなと、こういうふうには私は思うわけですが、そうした件について、絡めて恐縮ですが、御見解があれば承りたいというふうに思いますし、なければですね、そういうふうに関心するように御検討をしていただきたいと思います、というふうにお願ひしておきます。

○新宮征一議長 総務課長。

○那須義行総務課長 お答え申し上げます。

ケース、ケースによっていろいろなあれが出てきますので、そのケース、ケースによっていろいろ勉強させていただきたいと考えているところであります。

○新宮征一議長 内藤 明議員。

○内藤 明議員 公費で対処されるものについては、個人の情報というような問題もありますが、すべて公開なさって差し支えないのではないのかと、こういう議会というふうなところでは考えておりますけれども、今そういうふうな時期になっているのではないかということに改めて申しあげておきたいというふうに思います。

○新宮征一議長 第59号に対してほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第60号に対する質疑はありませんか。松田孝議員。

○松田 孝議員 今回ほなみ団地から国道112号線までの市道認定が入っておりますけれども、この件について一般的な考えからいくと、6月議会上程されるはずでありますけれども、なぜ今回、緊急性があつて、造成のかかわりで緊急性があつて、今回上程されたのか。その辺についてお聞きをしたいと思います。

○新宮征一議長 建設課長。

○浦山邦憲建設課長 お答えします。

市道の認定は御案内のとおり6月の議会ということで、これは基本ということしております。この場所につきましても、6月の認定に向けて準備をしていたんですけども、今改良区関係の調整が若干おくれましたので、今年はほなみ団地の方で保留地の処分というのを考えておりますので、今言った6月の議会というふうな中で、若干ずれた中で次の、今回の議会上程しているということでございます。

以上です。

○新宮征一議長 松田 孝議員。

○松田 孝議員 いや、それはわかりましたけども、112号線の取りつけというか、安全上の対策というのは、国土交通省あたりでのいろいろなやりとりはやっていると思うんですけども、その辺について具体的にあればお聞きをしたいと思います。

○新宮征一議長 建設課長。

○浦山邦憲建設課長 国道112号との接点の関係ですけども、今回については市道の認定ということで、改良するというような考え方はまだしておりません。改良をするということであれば、当然交通安全の公安の委員会とか、そういった中で協議は出てくるわけですけども、ただ今の現道の中での認定というふうに考えておりますので、まだそこを舗装するとか、そういうふうな段階において国道の方と協議していきたいと思えます。

○新宮征一議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終結いたします。

予算特別委員会設置

○新宮征一議長 日程第29、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第49号については、議長を除く20人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第49号については、議長を除く20人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

決算特別委員会設置

○新宮征一議長 日程第30、決算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

認第1号及び認第2号については、議長及び議員のうちから選任する監査委員を除く19人を委員に選任して構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、認第1号及び認第2号については、議長及び議員のうちから選任する監査委員を除く19人を委員に選任して構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

委 員 会 付 託

○新宮征一議長 日程第31、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表

委 員 会	付 託 案 件
文教厚生委員会	議第51号、議第52号、 議第53号、議第54号、 議第55号、議第56号、 議第57号、議第59号
建設経済委員会	議第50号、議第58号、 議第60号
予算特別委員会	議第49号
決算特別委員会	認第1号、認第2号

平成18年9月第3回定例会

散 会 午前10時10分

○新宮征一議長 本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでした。